

役員給与の損金算入のフローチャート（平成19年度改正版）

下記の役員給与は、①退職給与、②ストックオプション、③使用人兼務役員の使用人部分の給与、④仮装隠蔽経理により役員に支給される給与は除かれます。

(1)【定期同額給与】 (法34条1項1号)

会計期間開始の日から3月を経過する日の経過後に、役員報酬を増額した場合、継続して所定の時期にされる改定で特別の事情があると認められる場合を除き、その増額部分は、損金不算入となります。

期中で、使用人から役員に就任した場合の給与についても、同額であれば、定期同額給与として認められます。

毎月、同額の役員給与のみを支給していますか。

Yes → 定期同額給与の改定は会計期間開始の日から3ヶ月以内に行われていますか。(法令69①)

継続的に供与される毎月おのおの同額の経済的利益を含みます。(法令69①一)
役員生命保険料の年一回払いは、供与される利益が毎月おのおの同額と考えられます。

<注意>
役員給与の改定は、会計期間開始の日から3ヶ月以内に行う必要があります。期中の役員給与改定が認められなくなるため、**年度初めの予算管理**が重要となります。

Yes → **損金算入**

No → 「臨時改定事由」(役員職制上の地位の変更、職務内容の重要な変更その他やむを得ない事情)による定期給与の改定、もしくは、「業績悪化改定事由」(経営状況が著しく悪化した場合の定期給与の減額に該当していますか。(法令69①一)

Yes → **損金算入**

No → **損金不算入**

改定前までの支給額が同額であり、改定後の支給額が同額である必要があるため(法令69①一)、**決算期後3ヶ月以内に改定し、期中から支給金額を変更することはできません。**

(2)【事前確定届出給与】 (法34条1項2号)

役員職務につき、所定の時期、確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与で、(事前確定届出給与に関する)届出書を提出しているもの等の要件を満たしている報酬をいいます。

No → 給与(賞与)の額と支給時期が確定していますか。

Yes → 非同族会社で、定期同額給与を支給しない役員に対する給与の支給ですか。

Yes → **損金算入**

No → 所定の時期までに、事前届出をした額を支給していますか。

Yes → **損金算入**

No → 「臨時改定事由」、もしくは、「業績悪化改定事由」による変更の場合は、所定の時期までに、変更の届出をしていますか。

Yes → **損金算入**

No → **損金不算入**

同族会社において、**一年もしくは半年に一度支給する役員報酬**は、定期同額給与に該当しないため、毎月均等額を支給するか、事前確定届出給与の届出が損金算入するためには、必要となります。

「株主総会等の決議日」もしくは「業務執行開始日のいずれか早い日」、もしくは、「事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から4月を経過する日」のいずれか早い日、または、臨時改定事由が生じた日から1ヶ月を経過する日までに届け出する必要があります。

☆ 不相当に高額な部分は、損金不算入となります。
☆ 平成19年4月1日現在の法令・通達等に基づいて作成しております。

(3)【一定の利益連動給与】 (業績連動型報酬) (法34条1項3号)

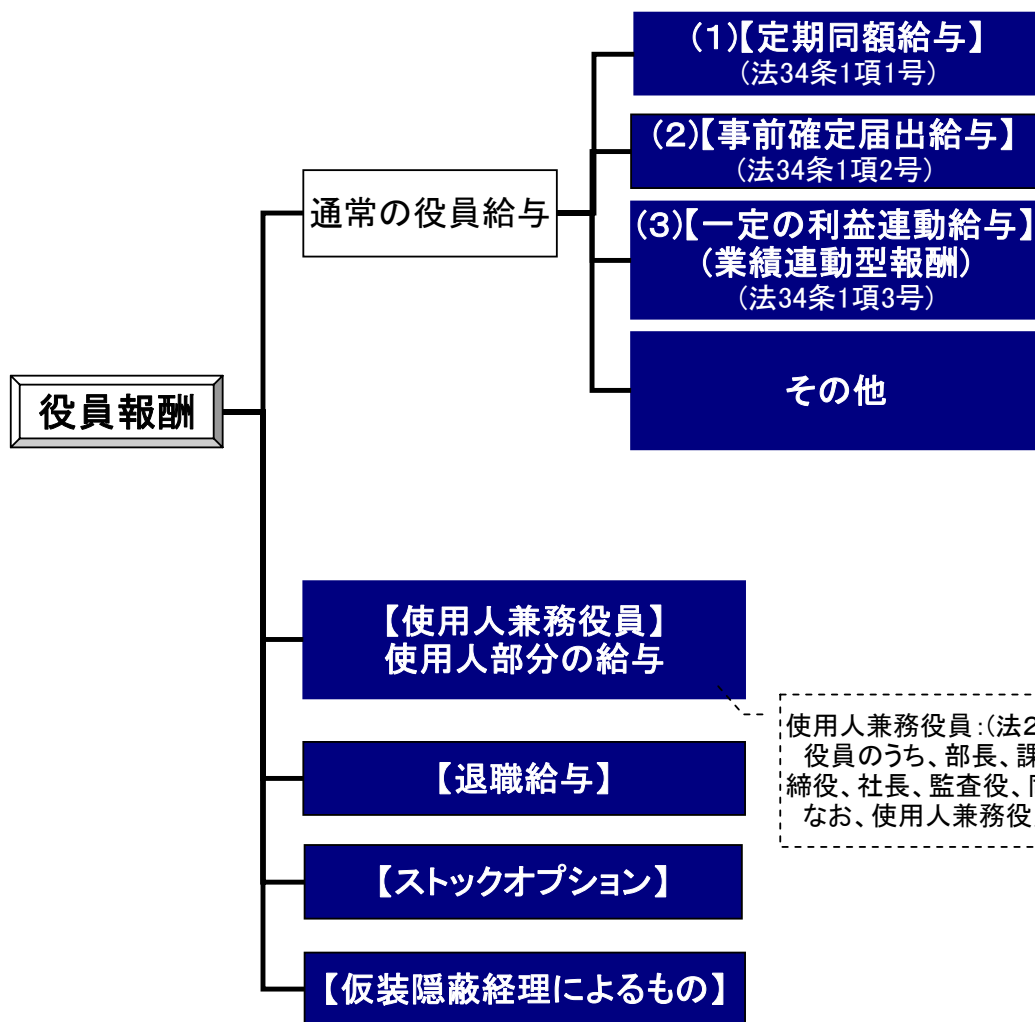
No → 非同族の有価証券報告書提出会社で、所定の要件を満たす**利益連動給与**を採用していますか。

Yes → **損金算入**

No → **損金不算入**

非同族の同族会社も対象外であるため、**上場会社の子会社も対象外**になります。

役員給与のまとめ(平成19年度改正版)



【平成19年改正のポイント】

<定期同額給与>

☆「臨時改定事由」(役員職制上の地位の変更等)について
「臨時改定事由」、すなわち、役員職制上の地位の変更、職務内容の重要な変更その他やむを得ない事情による定期給与の改定であれば、定期同額給与として取り扱われることが明確にされました。

<事前確定届出給与>

☆事前確定届出給与の提出期限の変更
「株主総会等の決議日もしくは業務執行開始日のいずれか早い日」、もしくは、「事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から4月を経過する日」のいずれか早い日、または、臨時改定事由が生じた日から1ヶ月を経過する日までに届け出期限が変更されました。

☆非同族会社の定期同額給与を支給しない役員に対する給与について
非同族会社の定期同額給与を支給しない役員については、事前確定届出が不要になりました。

☆「臨時改定事由」「業績悪化改定事由」による変更について
事前確定届出給与の変更時の取扱が規程されました。
(法34、法令69、法規22の3、平19改正法令附則2,12)

使用人兼務役員:(法25、法34⑤、基通9-2-1、9-2-2)

役員のうち、部長、課長、工場長等の使用人としての職制上の地位を有し、常勤であるものをいいます。代表取締役、社長、監査役、同族会社の株主のうち一定の要件をみたしたものは、使用人兼務役員には該当しません。なお、使用人兼務役員の使用人部分の賞与についても、従来どおり、損金算入されます。(法令72条の5)